

○東京藝術大学芸術資料の購入及び寄贈受入に関する規則

〔平成10年6月25日〕
制 定

改正 平成17年3月28日 平成22年1月26日
平成25年10月24日 平成27年3月26日
平成30年2月15日

(趣旨)

第1条 この規則は、本学において芸術資料（卒業・修了制作買上及び野村賞奨学金に係る芸術資料を除く。）の購入及び寄贈受入（以下「購入等」という。）に当たって、その事務を適正かつ円滑に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

(芸術資料選定委員会)

第2条 購入等をしようとする芸術資料の選定に当たっては、東京藝術大学大学美術館（以下「美術館」という。）に芸術資料選定委員会（以下「委員会」という。）を設置して行う。

(組織)

第3条 委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 大学美術館長（以下「館長」という。）
- (2) 大学美術館副館長
- (3) 大学美術館運営委員会委員
- (4) その他館長が必要と認めた者

(議長)

第4条 館長は、委員会を招集し、議長となる。

2 議長に事故あるときは、委員の互選により、議長を定める。

(議事)

第5条 委員会は、委員全員が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき、書面をもってあらかじめ意思表示をした者は、出席したものとみなす。

2 委員会の議決は、委員会全員の同意を必要とする。

(意見の聴取)

第6条 館長は、購入しようとする芸術資料について、あらかじめ学外の学識経験者に専門委員を委嘱し、意見を聴くことができる。

2 専門委員は、当該資料について調査し、別に定める調査報告書を館長に提出するものとする。

(選定結果の報告等)

第7条 館長は、委員会における芸術資料の選定結果について、書面をもって、学長に報告するものとする。

2 館長は、芸術資料を購入しようとする場合、別に定める選定理由書を美術館事務長に提出するものとする。

(評価)

第8条 館長は、選定された芸術資料について、あらかじめ学長の承認を得て、学

外の学識経験者5人以上を評価委員として委嘱し、評価させなければならない。

第9条 評価委員は、当該資料について、個別に独自の評価を行い、別に定める評価書を館長に提出するものとする。

(評価結果の報告等)

第10条 館長は、前条の評価の結果について、書面をもって、学長に報告するものとする。

2 館長は、芸術資料を購入しようとする場合、前条の評価書を美術館事務長に提出するものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、芸術資料の購入等に関する必要な事項は、美術館運営委員会の審議を経て、館長が別に定める。

第12条 芸術資料の購入等に関する事務は、美術館事務部が処理する。

附 則

この規則は、平成10年6月25日から施行し、平成10年4月9日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年3月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。